人権尊重都市鳥取市の実現をめざして

@じんけん

ネッ

による

インターネットと人権~お互いの人権を守るために~

和 3

における

「ネ

ッ

0

で

で

3 法 年 務

省

が

公表

し

て

る

令

問題が発生してい

、ます。

人の

人権を侵害

する

のプラ

シ

で、

悪質な書

き込みや

者

が

ます。 あ

ネ 削 な書き込みを早期発見 に よう つ 全 な なネッ げる タ 0)

人権侵害への対応

誉毀損」「識別情報の摘示」 は、「プライバシ」の人権侵犯事件の 案が 全体 つけるような 0 他者の ・侵害」 を占

差 事業者などに書き込みの削不板の管理者(フェ) が板の管理者、 『き込み』に (ツ 侵害 な 書 別 ネ法 みに あた で誹謗中傷の被害 一の掲示板をは、利用が る つ プいて と判 大ない する ダ 掲

う認識

顔が見えない

からこそ、

0)

人権を尊重すること

や

な書き込みは許されなとりが、差別を助長す

る

よう

をもつことも大切で込みは許されないとい

れ

ます。

私たち

インターネット上の人権侵害情報に関する 人権侵犯事件(新規開始) 13.3% プライバシー侵害 名誉毀損 41.8% 17.1% 識別情報の摘示 その他 全体の8割を占める 「法務省人権擁護局 令和3年における「人権侵犯事件」 (計 1,736件) の状況について (概要)」をもとに作成

広

コ

3

ン

完全に消すことは困難とな容は誰でも保存できるため、 たら、 ŋ Þ ´ます。 公開 ッ ネ ッ う ッ は、 な書 市などの相談機関 る 拡散で は すことは困難とな 『き込みに気づ」の差別を助長、 匿名 しな の人に き、 で法 その内 で 人が用 関る局 界

情報は、原則、削除要請のまたはあった」と指摘する定の地域が同和地区である、 し 措 て 置 ます。 人権侵害を防ぐために 0) などの な 原則、 お、 法務 激とすべ. と指摘する き請 7

人権に関する各種相談窓口

- ■鳥取地方法務局 人権擁護課
- **6** 0857-22-2289
- ■鳥取県弁護士会
- £ 0857-22-3912
- ■鳥取県総務部人権局 人権 · 同和対策課
- ■鳥取市中央人権福祉センター
- £ 0857-24-8241
- ■法務省 みんなの人権 110番
- £ 0570-003-110

(全国共通人権相談ダイヤル)



[特集] みんなでコロナ禍を乗り越えよう

屋外ではマスク着用により、熱中症のリスクが高まります

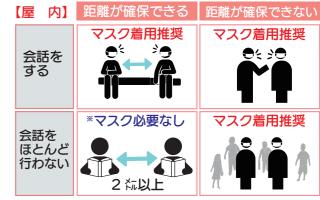
間 駅南庁舎保健総務課 🕼 0857-30-8521 🗐 0857-20-3964

熱中症防止のため、**屋外**、特に運動時には忘れずに マスクをはずしましょう。散歩やランニング、通勤・ 通学などもマスクの着用は必要ありません。

また、屋内でも人との距離(2 行以上を目安)を確保 できて、会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用 する必要はありません。



※人混みや近距離での会話はマスクを着用しましょう



※距離を確保して行う図書館での読書、

業務によって感染した場合 労災保険給付の対象となります

- 問 鳥取労働局労働基準部労災補償課
- 0857-29-1706 0857-23-2365
- 問 本庁舎経済・雇用対策課(48番窓口)
- **6** 0857-30-8284 **8** 0857-20-3947

業務によって新型コロナウイルスに感染した 場合、労災保険給付の対象になります。

- ■感染経路が業務によることが明らかな場合
- ■感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高 い業務(複数の感染者が確認された労働環境 下での業務や顧客などとの近接や接触の機会 が多い労働環境下での業務など) に従事し、 それにより感染した蓋然性が強い場合
- ■医師・看護師や介護の業務に従事される人は、 業務外で感染したことが明らかな場合を除 き、原則として対象
- ■症状が持続し(罹患後症状があり)、療養な どが必要と認められる場合

※詳しくは厚生労働省ウェブサイト の Q&A (項目「5 労災補償」) を

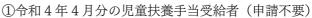


低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金



- 間 本庁舎こども家庭課(13番窓口)
- **6** 0857-30-8456 **9** 0857-20-3907

以下のいずれかに該当する人が対象 【ひとり親世帯】



- ②公的年金などを受給しているため、令和4年4月分の児 童扶養手当の支給を受けていない人
- ③新型コロナウイルスの影響を受けて、収入が児童扶養手 当を受給している人と同水準となっている人

【ひとり親世帯以外】

- ①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者 で、令和4年度分の住民税(均等割)が非課税の人(申請不要)
- ②令和4年3月31日現在で18歳未満の児童(障がい児の 場合20歳未満)を養育し、以下のいずれかに該当する人
 - ・ 令和 4 年度分の住民税(均等割)が非課税の人
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年 度分の住民税均等割が非課税である人と同様の事情に あると認められる人

給付金額 児童一人当たり5万円

令和5年2月28日(火)(当日消印有効) ※申請方法など詳しくは本市公式ウェブサイトをご覧ください。

② とっとり市報 2022.8 8 Tottori City News Letter 2022.8